

## 令和7年度 動物行政推進懇談会 会議録

### 1 会議の日時及び場所

令和7年9月26日（金） 午前11時から12時まで  
動物総合センター2階 研修室

### 2 出席者（敬称略）

石原 和幸：岡崎市獣医師会会長  
合田 光昭：岡崎市獣医師会顧問・ゴウダ ポールトリー クリニック  
庄村 勇人：名城大学教授  
立脇 隆文：人間環境大学准教授  
脇田 亮治：一般社団法人 全国ペット協会専務理事

保健部長：加藤 健一郎

農務課：小林 哲夫、北村 拓人

環境保全課：山田 章博、鈴木 智

中山間政策課：雑賀 章友、河合 寿八

公園緑地課：奥田 信、津呂 幸治

動物総合センター：大山 弘子、杉山 聡、中根 千鶴、工藤 有加

傍聴者 なし

### 3 議事要旨

動物行政推進計画の見直しについて

#### 【動物行政推進計画見直し案全体の概要と第1章】

事務局から修正案要点について説明。

- ・ 計画全体については現行の取みを引き継いでおり、大きな変更点はない。
- ・ 4つの分野それぞれの求められる姿に対して、取組み状況が分かりやすくなるよう指標を設定した。

#### 【計画見直し案第2章の1「動物愛護の適正飼養の推進」】

事務局から修正案要点について説明。

- ・ 具体的取組み1-2において、飼い主のいない猫避妊・去勢手術事業補助業務を開始したことで拡充とした。
- ・ 具体的取組み1-6において、動物取扱業者への監視指導を拡充とした。

○事前に提出のあった石原氏の意見を事務局から紹介

今年度になって愛知県内においてもダニ媒介感染症であるSFTSが発生している。この感染症はダニから人に感染するだけでなく、ダニに吸血された猫から人に感染したり、人から人へ感染したりすることが明らかになっている。野外での作業で、ダニの咬傷や野生動物、野良猫や屋外飼育されている猫からも感染のおそれがあるため、動物由来感染症の普及啓発の取組みを計画のどこかへ入れた方がよい。

○動物総合センター

第2章の1の取組みの中に動物由来感染症の普及啓発の内容を盛り込んでいきたい。

○石原氏

人獣共通感染症について、どの程度まで計画に盛り込んでもらえるか？

○動物総合センター

具体的な項目について何回、どこまでというのを計画の中に盛り込むのは難しい。適正飼養の推進の項目の中に盛り込むつもりだが、イベント開催やチラシ作成等、啓発の手段についての記載を検討する。

○石原氏

SFTSに関してはこれからどう広がっていくかわからない。一般的なサルモネラ、カンピロバクター感染症や、猫ひっかき病、爬虫症、Q熱、オウム病といった病気が動物から感染する主な感染症だと市民に啓発するのがよいと思う。

○動物総合センター

動物を触れた後の手洗いは、飼い方教室やなかよし教室で啓発を行ってきている。その充実という形で計画に反映させたい。

○石原氏

動物から来る感染症は様々なものがあるという啓発は重要と思う。

○動物総合センター

動物愛護の分野だけでなく、動物園や野生動物の分野にも盛り込むことが必要か。

○石原氏

そうしてもらいたい。

○庄村氏

13ページの上段「犬・猫の繁殖制限」の現状に、「繁殖させてしまった飼い主には立入指導を行います」とあるが、これまで実績はあるか。立入指導という言葉はあまり聞かない。動物愛護法33条では立入検査は強制力を持ち、拒否すると罰則があるが、この立入指導というのは、本人が拒否しても立ち入ることを想定しているのか。拒否されても立ち入るとなったら、法律・要領にないといけない。この立入指導は検査ではなく、単に

指導というニュアンスで理解してよいか。

○動物総合センター

虐待や遺棄防止については立入検査を行うが、繁殖してしまったという程度の場合、指導がメインとなる。文言について整理を行う。

【計画見直し案第2章の2「地域に根差した畜産の振興」】

事務局から修正案要点について説明。

・ 大きな変更点はない。

○石原氏

22 ページ、災害に対する取組みに、家畜に対する迅速な対応のための準備を今後の展開として行いますとあるが、具体的な対策は。

○動物総合センター

岡崎市の業務継続計画により、家畜の管理指導、防疫、飼料の確保といった応急措置が定められているが、具体的なマニュアルは定めていない。

○石原氏

早急に検討を希望する。

○合田氏

19 ページの家畜伝染病に対する体制づくりの強化について詳しく教えてほしい。

○農務課

家畜伝染病対策本部の所管は農務課であり、この計画には重く書いていない。しっかりした本部体制は、農務課で整えている。家畜伝染病が発生すれば家畜伝染病対策本部が対策をうち、県の部会とも連携する。対策本部、対策部会、その下に担当課が集まった監視部会という3段階に分かれる。今は常にイノシシの豚熱が発生しているため、監視部会を設置して情報交換をしているという状況である。

○合田氏

豚熱は岡崎市で発生しているのか。高病原性鳥インフルエンザは昨シーズンも発生しており注意が必要だが、市内の鶏の飼養羽数は。

○農務課

岡崎市で発生している。特に今年は2頭の発生があった。ワクチンの免疫が落ちてきたのか、立て続けに市内で発生した。鶏は市内で合計70万羽弱飼養されているが、内訳はほとんど一軒が占めている。

○合田氏

国際獣疫事務局（OIE）が鶏、牛、馬のアニマルウェルフェアの指針を示しているが、計画の中で踏み込むことはしないのか。

○農務課

市としては踏み込むべきではないと考える。

【計画見直し案第2章の3「動物園の社会的役割の遂行」】

事務局から修正案要点について説明。

- ・ 具体的取組み3-1について、本市に生息する特有の動物種の保存に貢献という文面を追記して新規とした。
- ・ 具体的取組み3-2について、教育機関と連携して教育要素のあるイベントの充実、大学と連携した教育プログラムの制作、動物園が動物について学ぶ場としての社会教育施設として発信する事を拡充する。環境教育の充実についても、拡充と新規の取組みがある。博物館法の指定施設として登録することを新規取組みに追加した。
- ・ 具体的取組み3-3について、大学等研究機関と協働した調査・研究を実施すること、岡崎市レッドリストに掲載している絶滅危惧種の生息域外保全に取り組むことを新規の項目として追記した。
- ・ 具体的取組み3-4について、東公園動物園の再整備計画策定を関係部署と協議するという方針とした。広報に努め、東公園動物園の利用促進を図るとともに、財源確保に取り組むことを拡充とした。

○立脇氏

24 ページ「指標の推移」に、アニマルウェルフェア自己評価準拠率というのがある。この意味と、未実施となっている点について教えてほしい。

○動物総合センター

アニマルウェルフェア自己評価準拠率というのは、日本動物園水族館協会が定める、動物園が準拠すべき動物福祉の項目をリスト化したもので、各園で定期的に評価、点検をすることによって、アニマルウェルフェアの状況をチェックしていくものである。令和2年度に制定され、令和4年度から評価を作成したが、令和5年度、6年度は実施できておらず未実施とした。令和7年度以降で毎年、自己評価を進めていく予定としており、今後は準拠率100%に近づくように動物の環境と施設の整備を進めたい。

○立脇氏

指標として挙げている以上はチェックすべきと思う。進めていただきたい。

○石原氏

現在の自己評価準拠率の達成率は？

○動物総合センター

今の段階では8割程度。100%に近づけていきたい。

○脇田氏

老朽化について触れていたが、財源を作るというのが一番の課題。動物の導入や維持管理にも財源が必要。行政が実施したクラウドファンディングで順調にいった例もあるので、参考までに。

## 【計画見直し案第2章の4「野生動物と共生した社会の実現」】

事務局から修正案要点について説明。

- ・ 具体的取組み4-2について、事業者や市民活動団体と行う環境保全活動について、拡充とした。

○事前に提出のあった立脇氏からの意見を事務局から紹介

30、31 ページ及び概要版に記載のある特定鳥獣管理計画は都道府県知事による計画であるため、岡崎市第二種特定鳥獣管理計画は、第二種特定鳥獣管理計画岡崎実施計画へと変更されたい。

○環境保全課

本年度の計画は公表済みであるため、次期の実施計画では名称変更を行う。

○事前に提出のあった立脇氏からの意見を事務局から紹介

以下の項目は山に餌を増やすことで、個体数の増加につながるおそれがあるため、鳥獣被害対象動物の捕獲及び防除にはふさわしくなく、削除すべきと思う。

34 ページ「主にイノシシ、シカを対象として、おおむねの生息域を山奥に戻すために、千万町地内の山林に果樹を植栽し、除草や捕植等の維持管理を行っています。植栽した苗木が健全に育ち、果実が野生動物の食糧源となるまで、苗木の育成管理を進めます」

○中山間政策課長

中山間地域を持続可能な魅力ある地域にすることを目的として、令和4年度から岡崎市中山間地域活性化計画を策定している。鳥獣害対策推進の施策のうち、具体的に有害鳥獣誘因ほ場の施策を明記している。山奥の耕作放棄地等に果樹を植樹し、サル、イノシシ、シカの餌場を整備することにより、里山や市街地辺縁部の生息地から山奥に誘引して、農作物被害を軽減する施策である。具体的には、千万町地内の山林に果樹を植栽し、野生動物を誘引するという取組みである。この取組みは今後も継続していくつもりであり、計画への記載内容については、動物総合センターと検討していきたい。

○立脇氏

山に果樹を植栽することで短期的に動物がそちらに移動するということが期待されたとしても、その後は餌を食べたものが子供を産んで、産んだら餌が足りなくなり、山奥から戻って来る。野生動物の対策の項目、特に捕獲及び防除にはふさわしくない。活性化計画であれば、活性化として山に果樹を植えていくというような方向で記載されるとよいと思う。

野生動物管理を常に行っている者としては、よろしくないと感じている。実際にここで卒業研究のデータを取ったことがあるが、植栽された苗木は

ボロボロにシカに食べられていて、草原が広がっているだけというような状況のため、その記載は消したほうがよいかと思う。

○中山間政策課長

ご意見を参考にして参りたい。

○事前に提出のあった立脇氏からの意見を事務局から紹介。

35 ページ、ハクビシンは特定外来生物ではない。「特定外来生物であるアライグマ、ハクビシン、ヌートリア」、を「特定外来生物であるアライグマとヌートリア、および外来生物であるハクビシン」と書き換えるとよい。

○環境保全課長

ご意見を踏まえ、「特定外来生物であるアライグマ及びヌートリア並びに外来生物であるハクビシン（以下特定外来生物という。）」と修正する。

○石原氏

環境保全課さんにお伺いする。「捕獲檻の貸出を行います」とあるが、市民が環境保全課に檻を取りに来て自分で仕掛けるということか？

○環境保全課

そのとおり。捕獲後は人によっては、そのまま水に沈めて殺処分される方もいる。大半の方は猟友会さんをお願いして、処分していただいている。

○立脇氏

私は野生動物専門であるが、現場で猟友会さんとか、川に動物を沈めている現場を見たことがある。動物行政推進計画の中で動物愛護が謳われている中で、本当に岡崎市として適切な殺処分方法なのかというところはとても疑問である。猟友会さんによる止め刺しで、早く苦しまずに殺すというようなこともこの特定外来生物の対応の中で、修正していく方針を示されてもいいのかなと感じた。

○環境保全課

承知した。実務担当としてその点は今まで検討したことがなかったため、今の御意見を踏まえ検討して参りたい。

○立脇氏

猟友会さんがサルを川に沈めたのを見たことがあって、とても苦しい感じに見えるので、市民に見られた場合、指導もしてないのかという話にもなるかと思う。

○庄村氏

5年前と比較し、愛護担当の人数は変化があったか。

○動物総合センター

担当人数としては変わらない。

○庄村氏

拡充の項目がたくさん出てきていて、現場に負担がかかるだろうと感じる。私としてはお願いしたいが、受け止められるのか。マネジメントの部分について見通しはどうか。もし厳しいということであれば増員する、あるいは受け止められるのであれば、現場の研修を強化するといったことが考えられる。人数が変わらず、拡充をしっかりやっていくという方向性というのは、今後も続けられるということで、頑張っていたきたい。

事務局

終了を宣言。